一 { 十 一

(略)

略)

(指定の基準)

改

正

(内容変更の承認)

官

第五条 指定を受けた学校の設置者に係る令

第五条 指定を受けた学校の設置者に係る令

(変更の届出)

条第一項第一号又は第二号に掲げる事項と 第十四条の主務省令で定める事項は、第三 (変更の届出)

条第一項第一号又は第二号に掲げる事項と 第十三条の主務省令で定める事項は、第三

この省令は、 **附 則** 

令和七年十一月一日から施行する。

## ○厚生労働省令第三号

学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。 栄養士法施行令の一部を改正する政令(令和七年政令第二百五十二号)の施行に伴い、管理栄養士 令和七年十月二十九日 松本 洋平

厚生労働大臣 文部科学大臣 上野賢一郎

管理栄養士学校指定規則(昭和四十一年厚生省令第二号)の一部を次の表のように改正する。 管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令

第四条 令第十一条の規定による内容変更の 第二条 令第十条の規定による主務省令で定 める基準は、次のとおりとする。 変更の内容を記載した申請書を主務大臣に うとする場合又は教育内容ごとの単位数若 業を行う学生若しくは生徒の数を変更しよ 度の前年度の九月三十日までに、同時に授 生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更 承認を受けようとする学校の設置者は、学 提出しなければならない。 は、変更しようとする日の二月前までに、 しくは履修方法を変更しようとする場合 ようとする場合は、変更しようとする年 後 第二条 令第十一条の規定による主務省令で 第四条 令第十二条第一項の規定による内容 場合は、変更しようとする日の二月前まで 更しようとする場合又は教育内容ごとの単 時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変 する年度の前年度の九月三十日までに、同 変更の承認を受けようとする学校の設置者 定める基準は、次のとおりとする。 臣に提出しなければならない。 位数若しくは履修方法を変更しようとする を変更しようとする場合は、変更しようと に、変更の内容を記載した申請書を主務大 ~ 十 一 (指定の基準) (内容変更の承認) (略) 学生若しくは生徒の定員又は修業年限 改 正 前

## 添付資料②